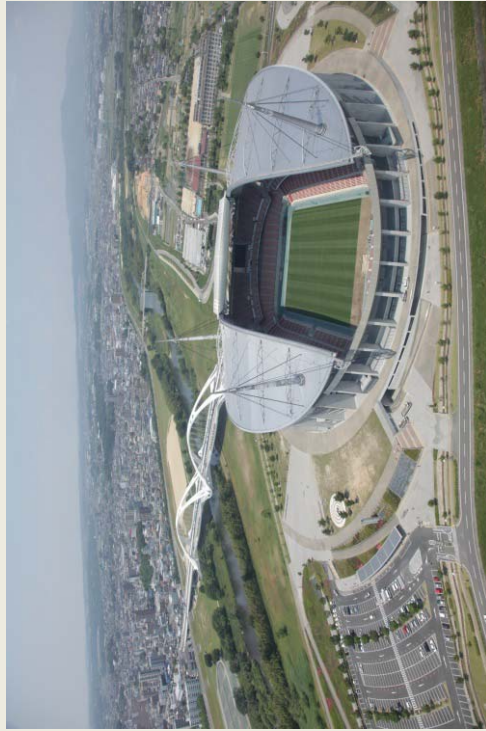


マイナンバー法上の通知カードの 券面事項の住所変更に係る 追記事務の廃止

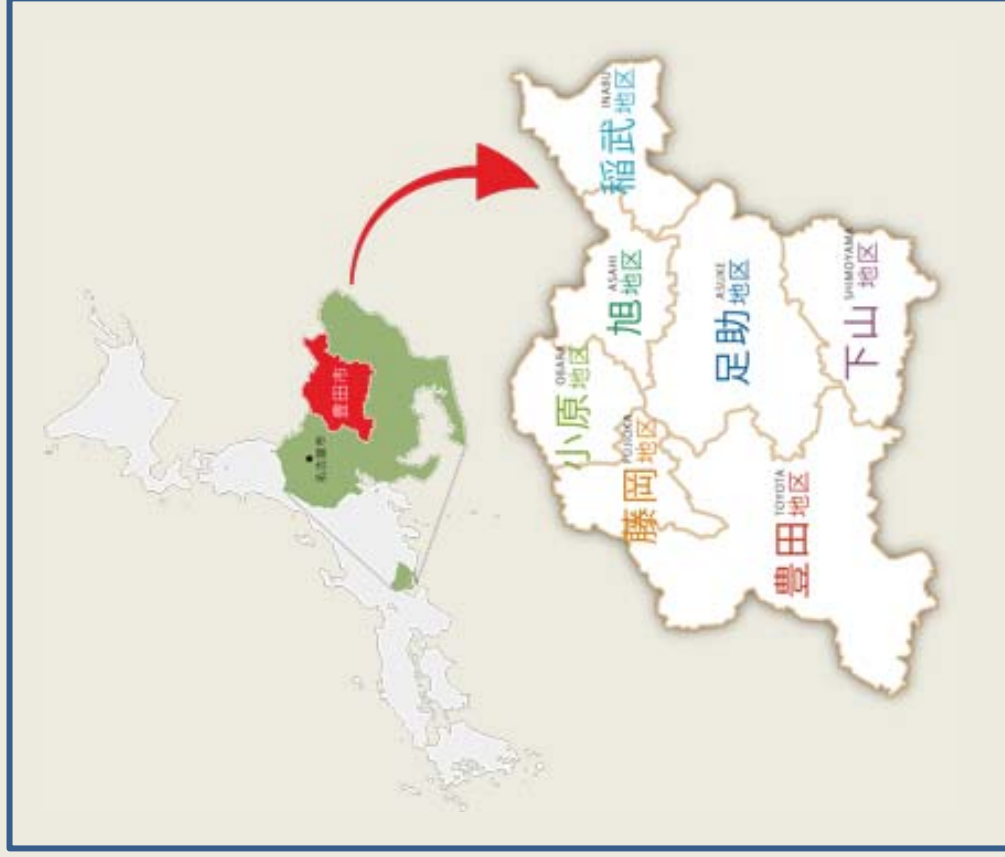
重点番号29: マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止(豊田市)



愛知県豊田市
市民福祉部市民課



豊田市の概況について



○人口

424,697人(平成28年4月1日時点)

○住民異動等の件数(平成27年度)

- ・転入…18,456件
- ・転居…18,575件
- ・合計…37,031件

○毎月平均3千件の異動があり、3月、4月には、月5千件を超える。

○自動車関連企業が多く、人事異動や雇用調整の結果が窓口事務に大きく影響する。

通知カードについて

- 個人番号が付番された人すべてに個人番号を知らせる。
- 偽造防止を施した紙に、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載されたカードで、有効期限はない。
- 本人確認書類に使用することはできない。

通知カード提示時には、別に本人確認書類が必要
通知カード + 運転免許証、保険証
(番号確認) (身元確認)



通知カード追記事務について

- 事務内容
- ① 変更事項(住所・姓等)、の記入
 - ② 公印の押印
 - ③ 記入者以外の職員による確認



事務処理時間：1件あたり約2分
年間の増加事務時間数：74,000分=1,233時間

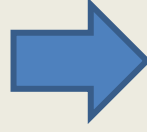
通知カード追記事務の課題（支障事例）

①頻繁に発生する転入・転居

- ・市内企業には、期間契約従業員も多く、1年以内での異動も多い。
- ・従業員寮も勤務ローテーションの変更により寮内での部屋変更がある。（1回に100人以上の変更）
- ・総務省の通知等※により、寮の部屋番号まで住所登録しているため、部屋を変更するたびに転居の手続きが必要となる。

※住民基本台帳法第7条、住民基本台帳事務処理要領（第2-1-1-(2)-キ）、

平成23年6月17日付総行住第113号「住民票に記載する住所における居室の番号の適切な記載について」



すぐに追記欄が不足（通知カード再交付）

◆通知カード再交付にかかる負担（当初の通知カード発送時の事例から）

追記欄不足による再交付は無料であるが、簡易書留で送付され、単身世帯者は配達時の受取りが困難なことが多く、再配達や郵便局への受取りなど、市民の受取りにかかる手間が増える。

また、本人が受け取らなかった場合は、市町村に郵便局から通知カードが返戻され、通知カードの保管、受け渡し事務、本人への通知カード再送など手間や費用の負担が大きいです。



豊田市
TOYOTA CITY

通知カード追記事務の課題（支障事例）

②追記事務量の増加

住民異動に伴い追記するカードは通知カード以外にもあり、外国人の場合では、1人あたり最大で3枚追記する必要がある。（1世帯4人の場合は、12枚になることも）

	通知カード	住基カード <small>（住民基本台帳カード）</small>	在留カード
日本人	○	○	—
外国人	○	○	○

通知カード追記事務の課題（支障事例）

③市民の手続負担の増加（窓口への再来庁者数）

通知カードを持参しなかった住民には、変更内容を追記するため、後日再来庁して手続をしていただくよう案内する。

追記のためだけの住民が再度、来庁するため、窓口は常に混雑する状況となる。



年間の住所異動が年間37,000人
約2割^(※)の人が通知カードを持参しなかった場合
年間7,400人が再度、窓口に来庁となる。

※H27.11月～H28.6月分実績からの推計（記載変更手続数/住所変更異動数）

通知カード追記事務の課題（支障事例）

④人員・予算不足

通知カード等の交付事務もあり、課題①～③における事務増加に対応できる人員・予算の確保は困難

- 理由(1) 通知カード、マイナンバーカード交付事務といった法定受託事務は、交付にかかる経費を国庫補助してもらえるが、市の持ち出し予算も多い。そのため転入や転居等の事務における予算拡充の措置ができない。
- (2) 住民異動事務は、職務内容から委託化が難しい(偽装請負問題や委託化による市職員のスキル低下等)
- (3) 住民異動事務の臨時的職員の就職希望者がいない(忙しい、難しいといったイメージ)

⑤住民からの苦情

事務処理時間の増大による窓口混雑への不満
再度手続きのために、窓口に来ることへの不満

統計的件数は、把握していないが、再度窓口に来るご案内に対して5人に1人は、不満を言われる。

繁忙期(1月～5月)の窓口混雑時は、1時間以上待つ日もあり、そのような日は待ったことや再度の手続きについて3人に1人は、不満を言われる。

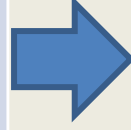


豊田市
TOYOTA CITY

通知カード手続件数

平成27年11月～平成28年6月（8か月間）

手続内容	件数	月平均
記載事項変更	3,264件	約408件
内訳（住所変更） （氏名変更）	2,708件 556件	約339件 約69件
再交付（追記欄不足）	9件	約1件



追記欄不足による再交付は、制度開始から間もないため、まだ件数は少ないが、今後大幅な増加が見込まれる。

通知カード追記事務の廃止

通知カードは、本人確認書類にも該当しないため、住所変更における追記事務は、廃止する。

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第4項及び第5項を改正するとともに、関連する主務省令等を改正する。
- ②住民は、通知カード受領後は、住所変更があっても市町村長へ通知カード提出は不要とする。
- ③通知カードは、番号確認書類であり、身元確認は現行どおり運転免許証などで実施。(通知カードが本人のものは、氏名の一部や生年月日から判断)